

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都霊園条例（平成5年東京都条例第22号。以下「条例」という。）5条1項の規定に基づく埋蔵施設の使用申請に対する不作為に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人が、2019（令和元）年9月20日付けで東京都知事（以下「不作為庁」という。）に対して行った埋蔵施設使用申請（以下「本件使用申請」という。）に対して、不作為庁が何らの応答をしないことが違法であるとして、当該不作為が違法であることを宣言することを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、不作為庁が、本件申請に対し、久しく応答しないことは違法又は不当であると主張する。

請求人が提出した書類で、「祭祀の主宰の証明」ができるのであるから、「祭祀の主宰の証明」の必要書類が不備として本件使用申請を認めないのは違法・不当な不作為に当たる。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は不適法であるから、審査法49条1項の規定を適用して、却下すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日      | 審 議 経 過      |
|------------|--------------|
| 令和2年 2月25日 | 諮問           |
| 令和2年 6月19日 | 審議（第43回第2部会） |
| 令和2年 7月17日 | 審議（第44回第2部会） |
| 令和2年 8月 7日 | 審議（第45回第2部会） |

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 条例5条1項は、埋蔵施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないとし、条例6条1項は、埋蔵施設使用の申込みをしようとする者は祖先の祭祀を主宰するものであること（2号）等の要件を満たすものでなければならないとし、条例7条は、知事は、埋蔵施設を使用させようとするときは、使用しようとする者を公募するものとするとし、条例8条は、知事は、使用の申込みをした者のうちから使用予定者を決定する旨定めている。
- (2) 条例9条1項は、使用予定者として決定された者は、別に知事の定める手続をしなければならないとし、同条2項は、知事は、同条1項の手続を完了した者に対し、当該施設の許可をする旨定めている。
- (3) 地方自治法244条の2第3項は、地方公共団体は条例の定めるところにより指定管理者に公の施設を管理させることができるとし、条例28条1項2号は、埋蔵施設の使用の受付業務を指定管理者に行わせることができる旨規定している。
- (4) 東京都と指定管理者である協会が平成28年4月1日付けで締

結した「東京都〇〇霊園外 7 霊園の管理に関する基本協定」 5 条及び同協定別紙 3 によれば、「墓地使用許可（新規公募）の受付、審査」業務を指定管理者に行わせるとし、東京都が指定管理者の業務のガイドラインとして作成した「指定管理者管理運營業務の手引き」の「霊園貸付事務の手引き」によれば、指定管理者は、都立霊園の募集事務における公募の申込書の受付事務において、「失格となる申込者に対しては、その旨通知する。」こととされている（同 3 6 3 頁）。

## 2 本件審査請求の適法性について

請求人による本件使用申請に対し、不作為庁は、〇〇霊園の指定管理者である協会から請求人に対して本件通知を送付することによって、請求人が条例上の埋蔵施設使用申込者の資格を証明することができないため失格となった旨を通知し、本件通知は令和元年 1 1 月 1 3 日に請求人宅に到達したと認められる。

条例及び条例施行規則上、使用予定者が失格となった場合、その旨を当該使用予定者に通知する方法を定めた規定はなく、東京都が作成した指定管理者の業務のガイドラインに基づいて協会が指定管理者の行う業務として本件通知を行ったことが認められる（上記 1・(3)及び(4)）。

そして、本件通知の内容によれば、本件通知により、請求人において本件使用申請に対する不作為庁の応答は不承認となったことを容易に了知しうることが認められる。

そのため、本件通知は本件審査請求後に行われたものではあるが、本件使用申請に対する不作為の状態は解消されたことから、不作為庁の不作為があるとしてなされた本件審査請求は、不適法なものとして却下すべきである。

以上のとおり、審査会として、審理員が行ってきた審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来